

韓国の保護観察法

宋 台 植

はじめに

犯罪の増加と質的悪化は社会問題となっているが、殊に、青少年犯罪の深化は、全体国民に大きな衝激を与えた。高度産業社会化が進む中で、犯罪誘発要因はほうはいしている。専門家の間では、青少年犯罪が一青少年少化、凶暴化し、集団化していると警告している。政府は、これまでも青少年犯罪・非行に対する予防および矯正策を行っては来たが、制度的にも、運用の面においても不備かつ散発的で、事態の急変に対応することができなかった。一九八八年十二月三十一日、少年法および少年院法の全面改正をはじめ、新たに保護観察法を制定する等ようやく関係法律体系を整備・補完し、より効率的な対応策を行うに至った。保護観察制度が一八七八年、初めてアメリカで法制化されてから一世紀余り後のことになる。

さて、今回初めて制定された保護観察法の内容をみると、まず、犯罪人を一定期間、社会内で指導監督し、補導援護を与え、対象者の健全な社会復帰を促進し、個人および公共の福祉増進を図り、併せて社会保護を目的に掲げている。その主な点は次

の通りである。

(一) 保護観察対象者は、法院が少年に対して、保護観察を条件として刑の宣告猶予または執行猶予を宣告した者、仮釈放または仮退院された者、少年法により保護処分になった者である。

(二) 保護観察は、保護観察対象者の年令、経歴、心身状態、家庭環境、交友関係、その他諸般の事情を考慮して、最も適切な方法で行う。

(三) 保護観察に関する事項を審査・決定するため保護観察審査委員会を設置し、保護観察の実施および犯罪予防活動、保護委員に対する業務監督のため法務部長官所屬下に保護観察所を設置する。

(四) 保護委員は、健康で、社会的信望の厚い者の中から法務部長官が委嘱し、任期三年である。

(五) 法院は、少年に対して、刑の宣告猶予または執行猶予を宣告するにおいて、必要と判断されるとき、判決をもって、保護観察を命ずることができる。

(六) 保護観察の期間は、

一、宣告猶予を受けた者は一年

二、執行猶予の宣告を受けた者はその刑の猶予期間

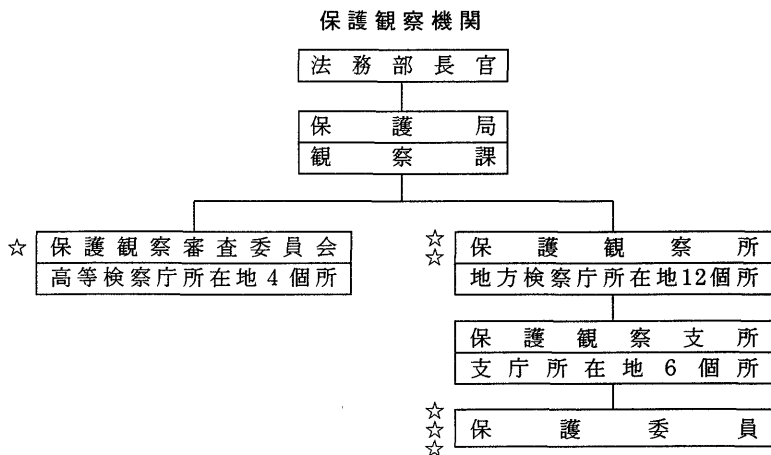
三、仮釈放者は残余期間

四、仮退院者は六月以上二年以下の範囲内で審査委員会が決定した期間

五、少年法により保護観察を受けた者は同法に定めた期間

(七) 保護観察所の長は、保護観察対象者が法定遵守事項を違反もしくは一定の事由あるときは、警告、拘引または留置することができる。

また保護観察機関は次の通りである。



- ☆ 5人—9人、準司法的性格の独立審査機構
少年犯の仮釈放と取消
仮退院と取消
保護観察の仮解除と取消
保護観察の停止と取消
仮釈放者の不定期刑終了等に
関する事項の審査決定
- ☆☆ 保護観察の実施および犯罪予防活動
保護委員に対する業務監督
その他法による事務
- ☆☆☆ 保護観察官を助けて、保護観察実施
犯罪予防活動展開

なお、少年法については法律論叢第65巻第6号（明治大学）菊田・宋・アジアの少年非行（9）——補・大韓民国新少年法——、少年院法については白鷗大学論集第9巻第1号宋・韓国の少年院法を参照されたい。

保護観察法

一九八八年十二月三十一日

法律 法第四〇五九号 制定

第一章 総 則

第一条 (目的) この法は、罪を犯した者で、再犯防止のため体系的な社会内処遇が必要と認められる者に対して指導・援助を行なうことにより健全な社会復帰を促進し、個人および公共の福祉を増進するとともに、併せて社会を保護することを目的とする。

第二条 (国民の協力) すべて国民は、第一条の目的達成のために、その地位と能力に応じ、協力しなければならない。

第三条 (対象者) この法による保護観察を受ける者(以下「保護観察対象者」という)は、次の通りである。

- 一、第二十四条の規定により保護観察を条件に刑の宣告猶予を受けた者
- 二、第二十五条の規定により保護観察を条件に刑の執行猶予を宣告された者
- 三、第三十条の規定により仮釈放または仮退院になった者
- 四、少年法第三十二条第一項第二号および第三号の保護処分を受けた者

第四条 (運営の基準) この法による保護観察は、保護観察対象者の教化・改善および犯罪防止のため必要かつ相当な限度内で行なわれなければならない。実施においては、保護観察対象者の年令、経歴、心身状態、家庭環境、交友関係、その他諸般の事情を十分考慮して、最も適合する方法によらなければならない。

第二章 保護観察機関

第一節 保護観察審査委員会

第五条（設置） ①保護観察に関する事項を審査・決定するため、法務部長官所屬下に保護観察審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く。

②審査委員会は、高等検察庁所在地等大統領令の定める地域に設置する。

第六条（管掌事務） 審査委員会は、この法による次の各号の事項を審査・決定する。

一、仮釈放とその取り消しに関する事項

二、仮退院とその取り消しに関する事項

三、保護観察の仮解除とその取り消しに関する事項

四、保護観察の停止とその取り消しに関する事項

五、仮釈放中の者の不定期刑終了に関する事項

六、その他第一号ないし第五号に関連する事項

第七条（構成） ①審査委員会は、委員長を含め五人以上九人以内の委員で構成する。

②審査委員会の委員長は、検事長または高等検察官である検事の中から、法務部長官が任命する。

③審査委員会の委員は、判事、検事、弁護士、保護観察所長、矯正所長、少年院長および保護観察に関する知識と経験のある者の中から、任命または委嘱する。

④委員のうち、三人以内の常任委員をおく。

第八条（委員の任期） 委員の任期は二年とし、連任することができる。但し、公務員である非常任委員の任期は、その職

に在る間とする。

第九条 (委員の解任および解嘱) 委員が次の各号の一に該当するときは、解任または解嘱することができる。

一、心身障害により職務の遂行が不可能であるか、または著しく困難と認められるとき

二、職務怠慢、品位損傷、その他事由により委員として適当でないと認められるとき

第十条 (委員の身分等) ①常任委員は、二級または三級相当の特別職国家公務員とする。

②常任委員でない委員は、名誉職とする。但し、予算の範囲内で、法務部令の定めるところにより、旅費その他手当を支給することができる。

第十一条 (審査) ①審査委員会は、審査資料により第六条に規定された事項を審査する。

②審査委員会は、審査のため必要と認めるときは、保護観察対象者、その他関係人を召喚して審問するか、もしくは常任委員または保護観察官をして、必要な事項を調査させることができる。

③審査委員会は、審査のため必要と認めるときは、国・公立機関、その他団体に事実を照会もしくは関係資料の提出を求めることができる。

第十二条 (議決および決定) ①審査委員会の会議は在籍委員過半数の出席で開議し、出席委員過半数の賛成で議決する。

②審査委員会の会議は、非公開とする。

③決定は、理由を付し、出席委員が記名捺印した文書をもってする。

第十三条 (名称、管轄区域、運営等) 審査委員会の名称、管轄区域、運営、職務範囲、委員の任命または委嘱、その他必要な事項は、大統領令で定める。

第二節 保護観察所

第十四条（設置） ①保護観察の実施に関する事務を管掌するため、法務部長官所屬下に、保護観察所を置く。

②保護観察所の事務の一部を処理するため、その管轄区域内に保護観察支所をおくことができる。

第十五条（管掌事務） 保護観察所および保護観察支所（以下「保護観察所」という）は、次の各号の事務を管掌する。

一、保護観察の実施および犯罪予防活動

二、保護委員に対する業務監督

三、その他この法または他の法律により保護観察所の権限に属する事務

第十六条（保護観察官） ①保護観察所には、保護観察官を置く。

②保護観察官は、刑事政策学、行刑学、犯罪学、社会事業学、教育学、心理学、その他保護観察に必要な専門的知識に基づき、第十五条に規定された事務を処理する。

第十七条（保護観察所の職制等） 保護観察所の名称、管轄区域、職制、その他必要な事項は、大統領令で定める。

第三節 保護委員

第十八条（使命） ①保護委員は、社会奉仕の精神をもって保護観察対象者の教化、改善と自立を助け、犯罪予防活動を展開することにより個人および公共の福祉増進に寄与することをその使命とする。

②保護委員の活動および名譽は、尊重されなければならない。

第十九条（職務） 保護委員は保護観察官を助けて、次の各号の業務を担当する。

一、保護観察対象者に対する指導および援護

二、第三十一条および第三十二条の規定により矯導所、拘留所、少年矯導所および少年院（以下「収容施設」という）に収容中の者に対する環境調査および改善活動

三、その他審査委員会または保護観察所の長からの、保護観察と関連する指示または協調要請を受けた事項

第二十条 (委嘱および解嘱) ①保護委員は、次の各号の条件を整えた者の中から、保護観察所の長の推薦で、法務部長官が委嘱する。

一、人格および行動において、社会的に信望を有すること

二、社会奉仕に対する熱意をもっていること

三、健康で、活動力があること

②法務部長官は、保護委員に対し、第九条に規定する事由があるときには、解嘱することができる。

③法務部長官は、保護委員の委嘱および解嘱に関する権限を審査委員会の委員長に委任することができる。

第二十一条 (任期) 保護委員の任期は三年とし、連任することができる。

第二十二条 (費用の支給) 保護委員は名誉職とし、予算の範囲内で、職務遂行に必要な費用の全部または一部を支給することができる。

第二十三条 (定員等) 保護委員の定員、委嘱方法、費用の支給、その他必要な事項は、法務部令で定める。

第三章 保護観察

第一節 刑の宣告猶予および執行猶予と保護観察

第二十四条 (保護観察を条件とする刑の宣告猶予) 法院は、少年に対して刑法第五十九条の規定により刑の宣告猶予をするにおいて、指導および援護が必要と判断されるときは、判決をもって、この法による保護観察を受けることを命ずることができる。

第二十五条（保護観察を条件とする刑の執行猶予） 法院は、少年に対して刑法第六十二条の規定により刑の執行猶予を宣告するにおいて、指導および援護が必要と判断されるときは、判決をもって、この法による保護観察を受けることを命ずることができる。

第二十六条（判決前の調査） ①法院は、第二十四条および第二十五条の規定による保護観察を命ずるために必要と認める場合は、その法院の所在地または被告人の住所地を管轄する保護観察所の長に、被告人に関する犯行の動機、職業、生活環境、交友関係、家族状況、被害回復状況等必要な事項の調査を求めることができる。

②第一項の求めを受けた保護観察所の長は、速やかにこれを調査して、書面で、当該法院に通報しなければならない。

第二節 仮釈放および仮退院

第二十七条（矯正所長等の通報義務） ①矯正所、拘留所、少年矯正所の長は、懲役または禁固の宣告を受けた少年（以下「少年受刑者」という）が少年法第六十五条に明示する期間を経過したときは、これを当該矯正所、拘留所、少年矯正所所在地を管轄する審査委員会に通報しなければならない。

②少年院長は、保護少年が収容後、六月を経過したときは、これを当該少年院所在地を管轄する審査委員会に通報しなければならない。

第二十八条（仮釈放および仮退院の申請） ①収容施設の長は、少年法第六十五条の期間を経過した少年受刑者または収容中の保護少年の矯正成績が良好で、再犯のおそれがないと認めるときは、管轄審査委員会に仮釈放または仮退院の審査を申請することができる。

②第一項の申請にあつては、第三十一条ないし第三十三条の規定による環境調査および改善結果を参考にしなければならない。

第二十九条 (仮釈放および仮退院の審査と決定) ①審査委員会は、第二十八条第一項の申請があるときは、少年受刑者に対する仮釈放、保護少年に対する仮退院の適否を審査、決定する。

②審査委員会は、第二十七条の規定による通報がある者に対しては、第一項の申請がない場合でも、職権で、仮釈放および仮退院の適否を審査、決定することができる。

③審査委員会は、第一項および第二項の規定により審査・決定をするにおいては、本人の人格、矯正成績、生活態度、家族関係等諸般の事項を参考にしなければならない。

第三十条 (法務部長官の許可) ①審査委員会が第二十九条の規定による審査の結果、仮釈放または仮退院が適当と決定した場合は、決定書に関係書類を添えて、法務部長官の許可を得なければならない。

②法務部長官は、第一項の規定による審査委員会の決定が適当と認めるときは、これを許可する。

第三節 環境調査および改善活動

第三十一条 (環境調査) ①収容施設の長は、少年受刑者および少年法第三十二条第一項第六号および第七号の保護処分を受けた者(以下「収容者」という)を収容したときは、居住予定地を管轄する保護観察所の長に身上調査書を速やかに送付して、その環境調査を依頼しなければならない。

②第一項の規定により環境調査の依頼を受けた保護観察所の長は、収容者の犯罪または非行の動機、収容前の職業、生活環境、交友関係、家族状況、被害回復状況、生計対策等を調査して、これを当該収容施設の長に通報しなければならない。

第三十二条 (環境改善活動) ①保護観察所の長は、第三十一条の規定による環境調査の結果に従い、収容者の社会復帰を促進するため必要と認めるときは、本人・家族・関係人の同意または協力を得て、本人の環境状態の改善を図ることができる。

②保護観察所の長は、第一項の環境改善のため必要と認めるときは、収容施設の長に、収容者の面談等必要な協調を求めることができる。

第三十三条（環境改善結果の通報） 保護観察所の長は、第三十二条第一項の規定による環境改善の実施結果を、収容施設の長と収容施設所在地の審査委員会に通報しなければならない。

第四節 保護観察の実施

第三十四条（保護観察の開始および申告） ①保護観察は、法院の判決もしくは決定が確定したとき、または仮釈放、仮退院したときから開始される。

②保護観察対象者は、大統領令の定めるところに従い、住居、職業、生活計画、その他必要な事項を管轄保護観察所の長に申告しなければならない。

第三十五条（保護観察の期間） 第三条の保護観察対象者は、次の期間の間、保護観察を受ける。

一、保護観察を条件に刑の宣告猶予を受けた者は一年

二、保護観察を条件に刑の執行猶予を宣告された者はその猶予期間

三、仮釈放者は少年法第六十六条の定める期間

四、仮退院者は退院日から六月以上二年以下の範囲内で、審査委員会が決定する期間

五、少年法第三十二条第一項第二号および第三号の保護処分を受けた者は同法の定める期間

第三十六条（保護観察担当者） ①保護観察は、保護観察対象者の住居地を管轄する保護観察所所属保護観察官が担当する。

②保護観察官は、保護委員をして保護観察を行わせることができる。

第三十七条（保護観察対象者の遵守事項） ①保護観察対象者は、保護観察官および保護委員の指導を受け、遵守事項を守

り、自ら健全な社会人になるよう努めなければならない。

②保護観察対象者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一、住居地に常住し、生業に従事すること

二、悪習を改め、善行を保ち、犯罪性のある者と交際、会合しないこと

三、保護観察官および保護委員の指導・訪問に応じること

四、住居の移転もしくは一月以上の国内外を旅行するときは、あらかじめ、保護観察官に申告すること

③法院および審査委員会は、判決の宣告または決定を告知するにおいて、第二項の遵守事項の外に、大統領令の定める範囲で、本人の特性等を考慮して、特別に遵守すべき事項を別に科すことができる。

④第二項および第三項の遵守事項は、書面で、告知しなければならない。

第三十八条 (指導) ①保護観察官および保護委員は、保護観察対象者の再犯を防止し、健全な社会復帰を促進するため必要な指導を行う。

②第一項の指導の方法は次の通りである。

一、保護観察対象者と緊密に接触し、常に、その行動および環境等を観察すること

二、保護観察対象者に対して、第三十七条の遵守事項を履行するに適切な指示をすること

三、その他保護観察対象者が社会の善良な一員になるのに必要な措置を取る。

第三十九条 (援護) ①保護観察官および保護委員は、保護観察対象者が自助の努力をするにおいて、その改善と自立のため必要と認められる適切な援護を行う。

②第一項の援護の方法は次の通りである。

一、宿所および就業をあっ旋すること

二、職業訓練の機会を提供すること

三、環境を改善すること

四、その他本人の健全な社会復帰のため必要な援助をすること

第四十条（応急救護） 保護観察所の長は、保護観察対象者に負傷、疾病その他緊急な事由が発生したときは、大統領令の定めるところに従い必要な救護をすることができる。

第四十一条（更生保護会等の援助および協力） 保護観察所の長は、第三十九条および第四十条の規定による援助および応急救護のため必要な場合は、国・公立機関、更生保護会その他団体に対して、收容保護その他適切な援助または協力を求めることができる。この場合に必要な費用は、予算の範囲内で支給する。

第四十二条（保護観察対象者等の調査） ①保護観察所の長は、判決前の調査、環境調査および保護観察の実施のため必要と認めるときは、保護観察対象者、その他関係人を召喚して、審問もしくは所属保護観察官をして必要な事項を調査させることができる。

②保護観察所の長は、保護観察のため必要と認めるときは、国・公立機関、その他団体に事実を照会もしくは関係資料の閲覧等協調を求めることができる。

③第一項及び第二項の職務を担当する者は、職務上の秘密を厳守し、保護観察対象者および関係人の人権を尊重し、保護観察対象者の健全な社会復帰に妨げのなるようなことがないよう注意しなければならない。

第四十三条（警告） 保護観察所の長は、保護観察対象者が第三十七条の遵守事項を違反もしくは違反するおそれがあると疑うに足りる相当な理由があるときは、遵守事項の履行を促し、刑の執行等不利益な処分を受けることがあることを警告することができる。

第四十四条（拘引） ①保護観察対象者が第三十七条の遵守事項を違反もしくは違反したと疑うに足りる相当な理由があり、

次の各号の一に該当する事由があるときは、保護観察所の長は、管轄地方検察庁の検事に申請して、検事の請求で、管轄地方裁判事の拘引状の発付を受け、保護観察対象者を拘引することができる。

- 一、一定の住居がないとき
- 二、第四十二条の規定による召喚に応じないとき
- 三、逃亡または逃亡のおそれがあるとき

② 第一項の拘引状は検事の指揮により、保護観察官が執行する。但し、保護観察官が執行困難な場合には、司法警察官吏をして執行させることができる。

③ 第一項の拘引状により拘引したときは、第四十五条第一項および第二項の規定により留置した場合を除いては、保護観察所に引致されたときから二十四時間以内に釈放しなければならない。

第四十五条 (留置) ① 保護観察所の長は、次の各号の申請が必要と認めるときは、第四十四条の規定により拘引した保護観察対象者を少年鑑別所または収容施設に留置することができる。

- 一、第五十条の規定による保護観察を条件とした刑の宣告猶予の失効および執行猶予の取消請求申請
- 二、第五十一条の規定による仮釈放および仮退院の取消申請
- 三、第五十二条の規定による保護処分の変更申請

② 第一項の留置をするにおいては、保護観察対象者を引致したときから二十四時間以内に、保護観察所の長が検事に申請して、検事の請求で、管轄地方裁判事の許可を得なければならない。

③ 留置期間は、法院の許可を得たときから十日とする。

④ 保護観察所の長は、留置許可を得たときから二十四時間以内に、第一項各号の申請をしなければならない。

⑤ 検事は、保護観察所の長から第一項第一号の申請を受け、その理由が相当と認めるときには、二十四時間以内に、管轄地

方法に保護観察を条件とした刑の宣告猶予の失効または執行猶予の取り消しを請求しなければならない。

第四十六条（留置期間の延長） 法院は、審理のため必要と認めるときは、二十日の範囲内で、一次に限り、留置期間を延長することができる。

第四十七条（留置の解除） 次の各号の一に該当するときには、留置を解除し、保護観察対象者を即時釈放しなければならない。

一、法院が第五十条第二項の規定による検事の請求を棄却したとき

二、審査委員会が第五十一条の規定による保護観察所の長の申請を棄却したとき

三、検事が第四十五条第一項第一号の申請を棄却したとき

第四十八条（留置期間の刑期算入） 第四十五条および第四十六条の規定により留置された者に対して、保護観察を条件とした刑の宣告猶予の失効または執行猶予の取り消し、仮釈放の取り消しがあるときは、その留置期間を刑期に算入する。

第四十九条（準用） 刑事訴訟法第七十二条（拘束と理由の告知）、第七十五条（拘束令状の方式）、第八十二条（教通の拘束令状の作成）、第八十三条（管轄区域外での拘束令状の執行とその囑託）、第八十五条第一項・第三項および第四項（拘束令状執行の手續）、第八十六条（護送中の仮留置）、第八十七条（拘束の通知）、第八十九条（拘束された被告人との接見・受診）、第二〇四条（令状発付と法院に対する報告）、第二一四条の二（拘束の適否審査）、第二一四条の三（再拘束の制限）の規定は、これを保護観察対象者の拘引および留置に準用する。

第五節 保護観察の終了

第五十条（保護観察を条件とした刑の宣告猶予の失効および執行猶予の取消） ①法院は、第二十四条および第二十五条の規定により宣告猶予または執行猶予の宣告を受けた者が保護観察期間中、この法の定める遵守事項に違反し、その事案が重

く、保護観察を続けるのが適当でないと判断したときは、猶予した刑の宣告もしくは執行猶予の取り消しをすることができる。

② 第一項の失効および取り消しは、検事が保護観察所の長の申請により法院に請求する。

③ 刑事訴訟法第三三五条（刑の執行猶予の取消手続）の規定は、第一項の失効および取り消し手続にこれを準用する。

第五十一条（仮釈放および仮退院の取消） ① 審査委員会は、仮釈放または仮退院を許された者が保護観察期間中、この法の定める遵守事項に違反し、その事案が重く、保護観察を続けるのが適当でないと判断したときには、保護観察所の長の申請により、または職権で、仮釈放および仮退院の取り消しを審査して決定することができる。

② 審査委員会が第一項の規定による審査の結果、仮釈放または仮退院を取り消すのが適当と決定したときには、決定書に係書類を添えて、法務部長官の許可を得なければならない。

③ 法務部長官は、第二項の規定による審査委員会の決定が正当と認めるときは、これを許可する。

第五十二条（保護処分の変更） ① 保護観察所の長は、少年法第三十二条第一項第二号または第三号の処分によって保護観察に付せられている者が保護観察期間中、この法の定める遵守事項に違反し、その事案が重く、保護観察を続けるのが適当でないと判断したときには、管轄法院に保護処分の変更を申請することができる。

② 第一項の規定による保護処分変更申請対象者が二十歳以上の場合には、少年法第二条の規定に拘らず、同法第二章の規定を適用する。

第五十三条（不定期刑の終了等） ① 少年法第六十条第一項の規定によって刑の宣告を受け仮釈放された者が、その刑の短期が経過し、保護観察の目的を達成したと認めるときは、同法第六六条の定める期間前であっても、審査委員会は、保護観察所の長の申請により、または職権で、刑の執行を終了したものとみなす決定をすることができる。

② 仮退院者が仮退院を取り消されることなく保護観察期間を経過したときには、退院されたものとみなす。

第五十四条（保護観察の終了） 保護観察は、保護観察対象者が次の各号の一に該当するときに終了する。

一、保護観察期間が経過したとき

二、第五十条の規定により保護観察を条件とした刑の宣告猶予が失効もしくは執行猶予が取り消されたとき

三、第五十一条の規定により仮釈放または仮退院が取り消されたとき

四、第五十二条の規定により保護処分が変更されたとき

五、第五十三条の規定による不定期刑終了の決定があるとき

第五十五条（仮解除） ①審査委員会は、保護観察対象者の成績が良好なときには、保護観察所の長の申請により、または

職権で、保護観察を仮解除することができる。

②仮解除中には、保護観察を行わない。但し、保護観察対象者の遵守事項に対する遵守義務は継続される。

③審査委員会は、仮解除決定を受けた者に対して、再度保護観察を行うことが相当と認められるときには、保護観察所の長の

申請により、または職権で、仮解除決定を取り消すことができる。

④第三項の規定により仮解除決定が取り消されたときには、その仮解除期間を保護観察期間に算入する。

第五十六条（仮釈放者に対する保護観察の停止） ①審査委員会は、仮釈放された者の所在が不明で、保護観察を続けるこ

とができないときは、保護観察所の長の申請により、または職権で、保護観察を停止する決定（以下「停止決定」という）をす

ることができる。

②審査委員会は、第一項の規定により保護観察を停止した者の所在が判明したときは、直ちに、その停止を解除する決定（

以下「解除決定」という）をしなければならない。

③保護観察停止中の者が第四十四条の規定により拘引されたときには、拘引された日に、解除決定があったものとみなす。

④刑期および保護観察期間は、停止決定の日からその進行が停止し、解除決定の日から進行を始める。

- ⑤ 審査委員会は、第一項の規定により停止決定をした後、所在不明が天災・地変、その他やむを得ない事情等保護観察対象者の帰責事由によらないことが判明したときには、その停止決定を取り消さなければならない。
- ⑥ 第五項の取り消し決定があるときには、停止決定はなかったものとみなす。

第四章 (補 則)

第五十七条 (職務上秘密と証言拒否) 審査委員会および保護観察所の職員またはその職に在った者が、他の法律の規定により証人として尋問を受ける場合には、保護観察対象者の秘密に属するもので、その職務上知り得た事実について、証言を拒否することができる。但し、本人の承諾もしくは重大な公益上必要があるときには、この限りでない。

第五十八条 (保護観察事案の移送) 保護観察所の長は、保護観察対象者が住居地を移動したときには、新住居地を管轄する保護観察所の長に、保護観察事案を移送することができる。

第五十九条 (軍法被適用者に対する特則) 軍事法院法第一条第一項各号の一に該当する者に対しては、この法は適用されない。

第六十条 (刑事訴訟法の準用) 保護観察の実施に関して、この法に特別な規定のある場合を除いては、その性質に反しない範囲内において、刑事訴訟法の規定を準用する。

第六十一条 (行刑法適用の一部排除) この法の規定による仮釈放に関しては、行刑法第四十九条ないし第五十二条の規定を適用しない。

①（施行日） この法は、一九八九年七月一日から施行する。但し、この法による審査委員会常任委員および保護観察官の任命、その他この法施行に関する準備は、この法施行以前にすることができる。

②（検事等兼任に関する経過措置） 法務部長官は、大統領令の定めるところにより、検事等その所属公務員を保護観察官の充員の時まで兼職勤務させることができる。